宍粟市公共料金審議会（下水道使用料の改定）　公募委員の募集要項

１．内　　容　　宍粟市の下水道事業においては、人口減少に伴う使用料収入の減少が予測されており、将来にわたり安定した経営基盤を維持することが重要な課題となっています。今後も安全で快適な下水道サービスを継続するためには、下水道使用料の見直しを通じた収益の適正化が重要です。
　ついては、専門的な知見や市民の皆様の多様な視点から広くご意見をいただくため、改定案の内容を検討する「公共料金審議会」の委員を公募します。

２．募集委員数　２人（男女各１人）
　※委員は全体で８人以内を予定しており、そのうち２人を公募します。

３．任　　期　審議が終了するまで（令和８年８月～11 月の予定）

４．応 募 資 格　市内在住で 18 歳以上の方（市職員、市議会議員を除く）

５．審議会開催　令和８年８月～11 月の間で４回程度（平日の執務時間内を原則）

６．報　　酬　日額　8,200 円
「宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」

７．応 募 方 法　専用の応募フォームまたは指定の様式により、住所、氏名、年齢、電話番号、職業、応募動機を明記の上、郵送もしくは持参または電子メールで、地域創生課または市民局まちづくり推進課まで応募してください。

８．応 募 締 切　令和８年６月 22 日（月）必着

９．申込み・問合せ先　〒671-2593　宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
宍粟市役所市長公室地域創生課
TEL：0790-63-3066　FAX：0790-63-3060
E-mail：chiikisosei-ka@city.shiso.lg.jp

10．選考及び結果　書類審査による選考後、応募者全員に結果を文書で通知します。